特別償却を実施しなかった理由書

　今回取得した設備については、租税特別措置法第45条の適用が受けられる工業生産設備となっておりますが、現在特別償却を適用している資産はなく、経理上の統一性を確保するためにも特別償却を実施しておりませんでした。

令和　　年　　月　　日

　　　住　　所

　　　名　　称

　　　代　　表